

福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求権の時効期間を延長する

特別措置法の制定を求める意見書

第1 意見の趣旨

- 1 政府及び国会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「本件原発事故」という。）に係る損害賠償請求権については、民法第724条の3年の短期消滅時効及び20年の除斥期間の規定は適用せず、新たに時効期間を定めた特別措置法を、可能な限り早期に制定すべきである。
- 2 前項の賠償請求権の時効期間については、「権利行使が可能となった時から10年間」という時効期間を定めた特別措置法を制定すべきである。その上で、同法施行後5年以内に、損害賠償の実施状況等を踏まえ、時効期間の更なる延長を含めた見直しを図るべきである。
- 3 第1項の立法措置を講じる際、特に、本件事故に起因すると考えられる健康被害及び本件事故の放射能汚染等により事故から一定期間が経過した後に顕在化する損害については、その損害が明らかとなった時を、時効期間の起算点とすべきである。
- 4 東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は、上記特別措置法の制定を待たず、直ちに、消滅時効を援用しない旨明言し、時効の利益を放棄すべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する本件原発事故から、既に約2年6か月以上が経過している。福島県からの避難者数は全国で15万人以上にのぼるといわれており、群馬県においても1603名（平成25年9月4日現在）の方が、現在も避難生活を余儀なくされている。

また、放射線被ばくの恐怖を抱えながら従来の住居に残っている多数の方々、福島県民以外の避難者の方々、風評被害等の被害を受けた事業者の方々等も併せると、本件原発事故の被害者数は計り知れない。

本件原発事故に係る損害賠償の消滅時効・除斥期間については、原子力損害の賠償に関する法律には規定がなく、民法724条が適用されると解されている。すなわち、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年で消滅時効により、また、不法行為の時から20年で除斥期間により、いずれも損害賠償請求権は消滅する可能性がある。

したがって、本件原発事故の損害賠償請求権は、理論上は、早ければ平成26年3月にも消滅する危機に直面している。

2 特例法の限界

平成25年5月21日、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案」(以下「特例法」という。)が衆議院を通過し、同月29日、参議院を通過して成立した。

これは、原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介申立てを行った本件事故の被害者が、和解仲介の打ち切りの通知を受けた日から1か月以内に裁判所に訴えを提起した場合に、和解仲介の申立ての時に訴えを提起したとみなすというものであり、同センターに申立てを行った被害者(のうち和解仲介が打ち切りとなった者)のみに限定して、わずかな期間の猶予を与えるというものである。

しかしながら、同センターへの和解仲介申立件数は、同年9月6日現在に至るまでわずか7651件であり、特例法により救われる者は被害者全体のごく一部に限られ、被害者救済の実効性は極めて乏しい。しかも、和解仲介手続で請求していなかった損害についても時効が中断するのかなど、その射程範囲が不明確である上、和解仲介打ち切り後、わずか1か月の間に準備を整えて提訴をすることは、現実的には不可能に近い。さらに、原子力損害賠償紛争解決センターは、現在も平均審理期間が7か月(当初想定されていたのは3か月)と和解仲介手続が滞っており、今後、消滅時効完成阻止のために多数の被害者が同センターに和解仲介申立てに殺到した場合、同センターの業務が機能停止することは火を見るより明らかである。

このように、特例法による被害者救済は実効性に乏しいといわざるを得ない。

3 附帯決議と更なる立法措置の必要性

特例法に関して、衆議院文部科学委員会は、同年5月17日、「全ての被害者が十分な期間に

わたり賠償請求権の行使が可能となるよう、短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して検討を加え、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること」という文言を含む附帯決議を、参議院文教科学委員会も、同月28日、「全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権の行使が可能となるよう、平成25年度中に短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること」という文言を含む附帯決議を、それぞれ全会一致で可決した。これは、立法者においても特例法が極めて限られた範囲での適用しかなく、被害救済に不十分であることを認識していることを示している。

消滅時効が完成するまで理論上早ければ半年を切っている現在、被害者の消滅時効に関する関心は極めて高く、同時に、消滅時効への不安も高まっている。避難者が、消滅時効が完成した後では請求できなくなるからと考え、極めて不十分な内容での賠償の受入れを余儀なくされる可能性もある。

このような不安から被害者を解放する方策は、新たな立法措置しかない。その意味で、上記附帯決議は極めて重要な意義を有している。

4 講ずべき立法措置の具体的内容

政府及び国会は、衆参両院の上記附帯決議に基づき、可能な限り速やかに立法措置を講じることが必要であることはもちろんであるが、その具体的内容については、本件原発事故に係る損害賠償請求権の消滅時効については3年の短期消滅時効及び20年の除斥期間が適用されないとする必要は最低限必要である。その上で、いかなる期間を制定すべきであろうか。

そもそも、本件原発事故による被害については、現時点においても、その把握は極めて困難である。また、被害者の中には、避難の途中で被ばくした方、あるいは、現在も低線量被ばくを受け続けている方もおり、晩発性の健康被害も懸念される。しかしながら、その損害の認定方法や賠償額の算定方法については、まだ議論の俎上にすら載っていない。

民法において、債権の消滅時効期間は原則として権利行使が可能となった時から10年間(民法第166条1項、第167条1項)とされており、このような事情から、本件原発事故に係る損害賠償請求権の消滅時効をこれより短くする合理的な理由は存在しない。

したがって、時効期間を最低限「権利行使が可能となった時から10年間」とし、かつ、同

法施行後5年以内に、損害賠償の実施状況等を踏まえ、時効期間の更なる延長を含めた見直しを図るべきである。

さらに、本件事故に起因すると考えられる健康被害及び本件事故の放射能汚染等により事故から一定期間が経過した後に顕在化する損害については、その損害が明らかとなった時を、時効期間の起算点とすべきである。

5 東京電力に対して

以上の立法措置が制定されるまでの間も、被害者は、消滅時効への不安を抱えながら、損害賠償についての深い悩みを抱え続けることになる。当会が本年1月22日付「福島第一原子力発電所事故の損害賠償請求権に関する消滅時効援用に関する意見書」にて述べたように、被害者に消滅時効の不安を持たせながら、事故の損害の全体像を把握できていない中での解決を迫ることは、著しく正義に反する。

よって、東京電力は、上記立法措置の制定を待たずして、直ちに、消滅時効の援用をしない旨を明言し、時効の利益を放棄すべきである。

以上

平成25年9月17日

群馬弁護士会

会長 小磯正康